

第 24 号 議 案

敦賀市公設地方卸売市場条例の一部改正の件

敦賀市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

敦賀市公設地方卸売市場条例（昭和59年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の卸売予定数量等の公表)</p> <p>第65条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第65条の2 指定管理者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号</u></p>	<p>(指定管理者の卸売予定数量等の公表)</p> <p>第65条 (略)</p>

<u>に規定する措置の内容</u> (仕切り及び仕切金) 第66条 (略)	(仕切り及び仕切金) 第66条 (略)
---	------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、食品等の取引価格の適正化に資する事項の公表について定める必要があるので、この案を提出する。